

契約締結前交付書面

〔別冊〕

商品先物取引

(損失限定取引契約)

項目

- 損失限定取引対象銘柄の取引要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- サーキットブレーカー制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 証拠金等の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 発注時必要預託額早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 委託手数料一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 注文種類及び約定条件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 受託契約準則の変更新旧対照表

損失限定取引対象銘柄の取引要綱

商品取引所名	東京商品取引所					
商品名	東京金	東京白金	東京パー ージ ガソリン (東京ガソリン)	ドバイ原油 (東京原油)	東京とうもろこし	東京ゴールド スポット100 (東京金限日)
呼値 (約定値段の 対象単位)	1g	1g	1kl	1kl	1t	1g
呼値単位	1円	1円	10円	10円	10円	1円
取引単位	1kg	500g	50kl	50kl	50t	100g
倍率	1,000倍	500倍	50倍	50倍	50倍	100倍
〇〇円 値動きしたときの 売買差損益	10円の値動き 10円 × 1,000 = 10,000円	10円の値動き 10円 × 500 = 5,000円	100円の値動き 100円 × 50 = 5,000円	100円の値動き 100円 × 50 = 5,000円	100円の値動き 100円 × 50 = 5,000円	10円の値動き 10円 × 100 = 1,000円
立会時間 (夜間)(日中)	16:30～翌05:30 08:45～15:15	16:30～翌05:30 08:45～15:15	16:30～翌05:30 08:45～15:15	16:30～翌05:30 08:45～15:15	16:30～翌05:30 08:45～15:15	16:30～翌05:30 08:45～15:15
限月	12ヵ月以内の 偶数月	12ヵ月以内の 偶数月	連続6限月	連続6限月	12ヵ月以内の 奇数月	限日取引
取引対象限月	5番限月及び6番限月 (注) お客様の保有する建玉が、4番限月へと移行する前に決済する必要があります。					無し
サーキット ブレーカー幅 (SCB)	800円	800円	10,000円	10,000円	1,500円	800円
即時約定 可能値幅 (DCB)	40円	40円	400円	400円	250円	40円
当社が定める値幅 ロスカット幅	150円	200円	2,400円	2,400円	500円	150円
取引所が定める 価格変動率	5%	5%	10%	12%	16%	5%
発注時割増額 (当社が定める値幅 × 4回 × 価格変動率 × 倍率)	30,000円	20,000円	48,000円	57,600円	16,000円	3,000円

※ 売買差損益には、委託手数料は含まれていません。

※ 立会時間、限月等は変更することがあります。

※ 取引所が定める価格変動率は、商品相場の動向等により適時見直しが行われますので、発注時割増額は一定の金額ではありません。

※ 取引所では、夜間立会（夕方から夜間又は翌朝にかけて連続して行われる立会）及び日中立会（午前から午後にかけて連続して行われる立会）という区分で立会が行われています。なお、前日から始まる夜間立会は、当日の日中立会と同じ日付の取引として取り扱われます。

サーキットブレーカー制度

サーキットブレーカー(SCB)

東京商品取引所発表によるサーキットブレーカー幅及び価格変動率は以下の通りです。
(2016年11月現在)

商品名	SCB幅	中断時間	価格変動率
東京金	800円	取引所が必要と認めた時間	5%
東京白金	800円		5%
東京ガソリン	10,000円		10%
東京原油	10,000円		12%
東京とうもろこし	1,500円		16%
東京金限日	800円		5%

※東京商品取引所では、サーキットブレーカー(SCB)の発動は市場状況を勘案しTOCOMが必要と認めた場合し、当分の間は発動させない(立会の一時中断は行わない)方針としています。

即時約定可能値幅(DCB)

東京商品取引所発表による即時約定可能値幅は以下の通りです。
(2016年11月現在)

商品名	DCB幅	中断時間
東京金	40円	30秒間
東京白金	40円	
東京ガソリン	400円	
東京原油	400円	
東京とうもろこし	250円	
東京金限日	40円	

- ※1 寄板あわせ時(日中立会、夜間立会とも)には即時約定可能値幅は設定されません。
- ※2 引板あわせ時(日中立会、夜間立会とも)には即時約定可能値幅内で注文が対当した場合に約定が成立します。
- ※3 DCB後の板あわせ時には即時約定可能値幅で注文が対当した場合に約定が成立します。
- ※4 サーキットブレーカー(SCB)後の板あわせ時には即時約定可能値幅は設定されません。
- ※5 FokではDCBは発動しません。
- ※6 即時約定可能値幅は定期的に見直されます。

証拠金等の計算方法

①必要証拠金

計算条件…銘柄:東京金(標準)、約定値段:4,000円、約定枚数:1枚

買の場合	$[\text{約定値段} - \{(\text{約定値段} - \text{ロスカット幅}) \times (100\% - \text{価格変動率})\}] \times \text{倍率} \times \text{枚数}$
具体的計算例	$[4,000\text{円} - \{(4,000\text{円} - 150\text{円}) \times (100\% - 5\%)\}] \times 1,000\text{倍} \times 1\text{枚} = 343,000\text{円}$
売の場合	$\{[(\text{約定値段} + \text{ロスカット幅}) \times (100\% + \text{価格変動率})] - \text{約定値段}\} \times \text{倍率} \times \text{枚数}$
具体的計算例	$\{[(4,000\text{円} + 150\text{円}) \times (100\% + 5\%)] - 4,000\text{円}\} \times 1,000\text{倍} \times 1\text{枚} = 358,000\text{円}$

※計算中に呼値単位未満の端数が発生した場合、発生する毎に「売の場合→切上げ」、「買の場合→切捨て」とします。

※約定枚数が複数の場合、1枚当りの必要証拠金額に当該枚数を乗算します。

②発注時必要預託額

計算条件…銘柄:東京金(標準)、指値条件:4,000円、約定枚数:1枚

指値一買の場合	$[\text{指値条件} - \{(\text{指値条件} - \text{ロスカット幅}) \times (100\% - \text{価格変動率})\}] \times \text{倍率} \times \text{枚数} + \text{発注時割増額}$
具体的計算例	$[4,000\text{円} - \{(4,000\text{円} - 150\text{円}) \times (100\% - 5\%)\}] \times 1,000\text{倍} \times 1\text{枚} + 30,000\text{円} = 373,000\text{円}$
指値一売の場合	$\{[(\text{指値条件} + \text{ロスカット幅}) \times (100\% + \text{価格変動率})] - \text{指値条件}\} \times \text{倍率} \times \text{枚数} + \text{発注時割増額}$
具体的計算例	$\{[(4,000\text{円} + 150\text{円}) \times (100\% + 5\%)] - 4,000\text{円}\} \times 1,000\text{倍} \times 1\text{枚} + 30,000\text{円} = 388,000\text{円}$

計算条件…銘柄:東京金(標準)、前日帳入値段:4,000円、約定枚数:1枚

成行一買の場合	$[\text{前日帳入値段} \times (100\% + \text{価格変動率}) - \{\text{前日帳入値段} \times (100\% + \text{価格変動率}) - \text{ロスカット幅}\} \times (100\% - \text{価格変動率})] \times \text{倍率} \times \text{枚数} + \text{発注時割増額}$
具体的計算例	$[4,000\text{円} \times (100\% + 5\%) - \{4,000\text{円} \times (100\% + 5\%) - 150\text{円}\} \times (100\% - 5\%)] \times 1,000\text{倍} \times 1\text{枚} + 30,000\text{円} = 383,000\text{円}$
成行一売の場合	$\{[\text{前日帳入値段} \times (100\% + \text{価格変動率}) + \text{ロスカット幅}] \times (100\% + \text{価格変動率}) - \text{前日帳入値段} \times (100\% + \text{価格変動率})\} \times \text{倍率} \times \text{枚数} + \text{発注時割増額}$
具体的計算例	$\{[4,000\text{円} \times (100\% + 5\%) + 150\text{円}] \times (100\% + 5\%) - 4,000\text{円} \times (100\% + 5\%)\} \times 1,000\text{倍} \times 1\text{枚} + 30,000\text{円} = 398,000\text{円}$

※計算中に呼値単位未満の端数が発生した場合、発生する毎に「売の場合→切上げ」、「買の場合→切捨て」とします。

※発注時割増額(当社が定める値幅×4回×価格変動率×倍率)=30,000円として計算しております。

※約定枚数が複数の場合、1枚当りの発注時必要預託額に当該枚数を乗算します。

発注時必要預託額早見表

東京商品取引所

商品名	約定予定値段(指値) 前日帳入値段(成行)	指値		成行	
		売	買	売	買
東京金 (標準取引)	5,000	438,000	423,000	450,000	435,000
	4,900	433,000	418,000	445,000	430,000
	4,800	428,000	413,000	440,000	425,000
	4,700	423,000	408,000	435,000	420,000
	4,600	418,000	403,000	429,000	414,000
	4,500	413,000	398,000	424,000	409,000
	4,400	408,000	393,000	419,000	404,000
	4,300	403,000	388,000	414,000	399,000
	4,200	398,000	383,000	408,000	393,000
	4,100	393,000	378,000	403,000	388,000
	4,000	388,000	373,000	398,000	383,000
	3,900	383,000	368,000	393,000	378,000
	3,800	378,000	363,000	387,000	372,000
	3,700	373,000	358,000	382,000	367,000
	3,600	368,000	353,000	377,000	362,000
3,500	363,000	348,000	372,000	357,000	

※発注時割増額(30,000円)を含めて計算しております。

商品名	約定予定値段(指値) 前日帳入値段(成行)	指値		成行	
		売	買	売	買
東京白金 (標準取引)	4,000	225,000	215,000	230,000	220,000
	3,900	222,500	212,500	227,500	217,500
	3,800	220,000	210,000	225,000	215,000
	3,700	217,500	207,500	222,500	212,500
	3,600	215,000	205,000	219,500	209,500
	3,500	212,500	202,500	217,000	207,000
	3,400	210,000	200,000	214,500	204,500
	3,300	207,500	197,500	212,000	202,000
	3,200	205,000	195,000	209,000	199,000
	3,100	202,500	192,500	206,500	196,500
	3,000	200,000	190,000	204,000	194,000
	2,900	197,500	187,500	201,500	191,500
	2,800	195,000	185,000	198,500	188,500
	2,700	192,500	182,500	196,000	186,000
	2,600	190,000	180,000	193,500	183,500
2,500	187,500	177,500	191,000	181,000	

※発注時割増額(20,000円)を含めて計算しております。

発注時必要預託額早見表

東京商品取引所

商品名	約定予定値段(指値) 前日帳入値段(成行)	指値		成行	
		売	買	売	買
東京ガソリン	55,000	455,000	431,000	482,500	458,500
	54,000	450,000	426,000	477,000	453,000
	53,000	445,000	421,000	471,500	447,500
	52,000	440,000	416,000	466,000	442,000
	51,000	435,000	411,000	460,500	436,500
	50,000	430,000	406,000	455,000	431,000
	49,000	425,000	401,000	449,500	425,500
	48,000	420,000	396,000	444,000	420,000
	47,000	415,000	391,000	438,500	414,500
	46,000	410,000	386,000	433,000	409,000
	45,000	405,000	381,000	427,500	403,500
	44,000	400,000	376,000	422,000	398,000
	43,000	395,000	371,000	416,500	392,500
	42,000	390,000	366,000	411,000	387,000
	41,000	385,000	361,000	405,500	381,500
	40,000	380,000	356,000	400,000	376,000

※発注時割増額(48,000円)を含めて計算しております。

商品名	約定予定値段(指値) 前日帳入値段(成行)	指値		成行	
		売	買	売	買
東京原油	40,000	432,100	403,600	461,100	432,100
	39,000	426,100	397,600	454,100	425,600
	38,000	420,100	391,600	447,600	418,600
	37,000	414,100	385,600	441,100	412,100
	36,000	408,100	379,600	434,100	405,600
	35,000	402,100	373,600	427,600	398,600
	34,000	396,100	367,600	420,600	392,100
	33,000	390,100	361,600	414,100	385,100
	32,000	384,100	355,600	407,100	378,600
	31,000	378,100	349,600	400,600	371,600
	30,000	372,100	343,600	393,600	365,100
	29,000	366,100	337,600	387,100	358,100
	28,000	360,100	331,600	380,600	351,600
	27,000	354,100	325,600	373,600	345,100
	26,000	348,100	319,600	367,100	338,100
	25,000	342,100	313,600	360,100	331,600

※発注時割増額(57,600円)を含めて計算しております。

発注時必要預託額早見表

東京商品取引所

商品名	約定予定値段(指値) 前日帳入値段(成行)	指値		成行	
		売	買	売	買
東京とうもろこし	30,000	285,000	277,000	323,500	315,500
	29,000	277,000	269,000	314,500	306,500
	28,000	269,000	261,000	305,000	297,000
	27,000	261,000	253,000	296,000	288,000
	26,000	253,000	245,000	286,500	278,500
	25,000	245,000	237,000	277,000	269,000
	24,000	237,000	229,000	268,000	260,000
	23,000	229,000	221,000	258,500	250,500
	22,000	221,000	213,000	249,500	241,500
	21,000	213,000	205,000	240,000	232,000
	20,000	205,000	197,000	231,000	223,000
	19,000	197,000	189,000	221,500	213,500
	18,000	189,000	181,000	212,500	204,500
	17,000	181,000	173,000	203,000	195,000
	16,000	173,000	165,000	193,500	185,500
15,000	165,000	157,000	184,500	176,500	

※発注時割増額(16,000円)を含めて計算しております。

商品名	約定予定値段(指値) 前日帳入値段(成行)	指値		成行	
		売	買	売	買
東京ゴールドスポット100	5,000	43,800	42,300	45,000	43,500
	4,900	43,300	41,800	44,500	43,000
	4,800	42,800	41,300	44,000	42,500
	4,700	42,300	40,800	43,500	42,000
	4,600	41,800	40,300	42,900	41,400
	4,500	41,300	39,800	42,400	40,900
	4,400	40,800	39,300	41,900	40,400
	4,300	40,300	38,800	41,400	39,900
	4,200	39,800	38,300	40,800	39,300
	4,100	39,300	37,800	40,300	38,800
	4,000	38,800	37,300	39,800	38,300
	3,900	38,300	36,800	39,300	37,800
	3,800	37,800	36,300	38,700	37,200
	3,700	37,300	35,800	38,200	36,700
	3,600	36,800	35,300	37,700	36,200
3,500	36,300	34,800	37,200	35,700	

※発注時割増額(3,000円)を含めて計算しております。

一枚当たりの委託手数料&手抜け幅

商品	倍率	片道手数料（うち消費税）											
		通常取引						損失限定取引					
		対面取引 【手抜け幅】			コールセンター取引 【手抜け幅】			対面取引 【手抜け幅】			コールセンター取引 【手抜け幅】		
東京金	1,000	5,400 円	(400) 円	11円	4,320 円	(320) 円	9円	8,100 円	(600) 円	17円	6,480 円	(480) 円	13円
東京金ニ	100	540 円	(40) 円	11円	432 円	(32) 円	9円						
東京ゴールドスポット 100(金曜日)	100	810 円	(60) 円	17円	648 円	(48) 円	13円	1,215 円	(90) 円	25円	972 円	(72) 円	20円
Gold Egg 100	100							1,215 円	(90) 円	25円	972 円	(72) 円	20円
東京銀	10,000	756 円	(56) 円	0.2円	604 円	(44) 円	0.2円						
東京パラジウム	500	3,024 円	(224) 円	13円	2,419 円	(179) 円	10円						
東京白金	500	5,400 円	(400) 円	22円	4,320 円	(320) 円	18円	8,100 円	(600) 円	33円	6,480 円	(480) 円	26円
東京白金ニ	100	1,080 円	(80) 円	22円	864 円	(64) 円	18円						
ドバイ原油 (東京原油)	50	4,104 円	(304) 円	170円	3,283 円	(243) 円	140円	6,156 円	(456) 円	250円	4,924 円	(364) 円	200円
東京バージガソリン (東京ガソリン)	50	4,104 円	(304) 円	170円	3,283 円	(243) 円	140円	6,156 円	(456) 円	250円	4,924 円	(364) 円	200円
東京バージ灯油 (東京灯油)	50	4,104 円	(304) 円	170円	3,283 円	(243) 円	140円						
中京ローリーガソリン (中京ガソリン)	10	1,188 円	(88) 円	240円	950 円	(70) 円	190円						
中京ローリー灯油 (中京灯油)	10	1,188 円	(88) 円	240円	950 円	(70) 円	190円						
東京ゴム	5,000	2,160 円	(160) 円	0.9円	1,728 円	(128) 円	0.7円						
東京小豆	80	3,240 円	(240) 円	90円	2,592 円	(192) 円	70円						
東京一般大豆	25	1,890 円	(140) 円	160円	1,512 円	(112) 円	130円						
東京トウモロコシ	50	2,700 円	(200) 円	110円	2,160 円	(160) 円	90円	4,104 円	(304) 円	170円	3,283 円	(243) 円	140円
東京コメ	200	5,400 円	(400) 円	60円	4,320 円	(320) 円	50円						

※ 日計りの手数料は片道<新規>のみとなります。

<平成28年6月20日適用>

※ 商品取引所会員、当業者及び大口割引等の委託手数料については別に定めるものとします。

※ 委託手数料の徴収時期は、建玉を決済した時となります。

注文の種類及び約定条件について

発注時には、「注文の種類」及び「約定条件」等の指定が必要となります。注文の内容及び発注時の状況によっては、思惑より大きく乖離して約定する場合がありますので、発注の際は現在の価格や気配値を確認していただくなど十分ご注意ください。

① 当社が取り扱う注文種類及び約定条件は、下記の通りです。

	注文の種類	約定条件
(1)	指値注文	フィル・アンド・ストア Fill and Store (FaS)
(2)	指値注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(3)	指値注文	フィル・オア・キル Fill or Kill (FoK)
(4)	成行注文	フィル・アンド・キル Fill and Kill (FaK)
(5)	成行注文	フィル・オア・キル Fill or Kill (FoK)

② 約定条件

約定条件には以下の3種類あり、注文を出す際には「注文の種類（指値・成行）」と合わせて指定する必要があります。

- フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS)
＝約定できる数量は約定し、残枚数は板に残る。
- フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK)
＝約定できる数量は約定し、残枚数はキャンセルされる。
- フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK)
＝全量約定するか、全量約定できない場合はキャンセルされる。

I. 注文の種類

■指値注文

価格を指定して発注する売買注文です。

売り注文は指定価格以上で、買い注文は指定価格以下で約定します。

(1) フィル・アンド・ストア (Fill and Store : FaS) で発注した場合

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 50 枚を FaS で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102	50	50
30	40	101	50	
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

102 円で買 50 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102	10	10
		101	10	
		100	10	
		99	10	
		98	10	
		97	30	20
		96	30	

50 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚が約定する。残り 10 枚は 102 円の指値で板に残る。

(2) フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 50 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102	50	50
30	40	101	50	
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

102 円で買 50 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	30	104		
20	20	103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

50 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚が約定する。残り 10 枚は板に残らず、キャンセルされる。

(3) -1 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量約定するケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 30 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102	30	30
30	40	101	30	
10	10	100	30	
		99	30	
		98	30	
		97	50	20
		96	50	

102 円で買 30 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	40	104		
20	30	103		
	10	102		
10	10	101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 円で 10 枚が、101 円で 20 枚が約定し、30 枚全量約定する。

(3) -2 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円で買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

102 円では 50 枚のうち 40 枚しか約定できず、50 枚全量が約定できないため、全量キャンセルされる。

■成行注文

価格を指定しないで発注する売買注文です。

対当する注文があれば即時に約定しますが、対当する注文がない場合キャンセルされます。

(約定条件の種類に応じてキャンセルされる枚数は異なります)

(4) フィル・アンド・キル (Fill and Kill : FaK) で発注した場合

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 100 枚を FaK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104	100	
20	60	103	100	
	40	102	100	
30	40	101	100	
10	10	100	100	
		99	100	
		98	100	
		97	120	20
		96	120	

買 100 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
		104		
		103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 枚のうち、100 円で 10 枚、101 円で 30 枚、103 円で 20 枚、104 円で 10 枚が約定する。
残り 30 枚は板に残らず、キャンセルされる。

(5) -1 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量約定するケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 50 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104	50	
20	60	103	50	
	40	102	50	
30	40	101	50	
10	10	100	50	
		99	50	
		98	50	
		97	70	20
		96	70	

買 50 枚が板に登録。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	20	104		
10	10	103		
		102		
		101		
		100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

100 円で 10 枚が、101 円で 30 枚が、103 円で 10 枚が約定し、50 枚全量約定する。

(5) -2 フィル・オア・キル (Fill or Kill : FoK) で発注した場合【全量キャンセルされるケース】

売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

買 100 枚を FoK で発注。



売		値段	買	
枚数	累計		累計	枚数
10	70	104		
20	60	103		
	40	102		
30	40	101		
10	10	100		
		99		
		98		
		97	20	20
		96	20	

サーキットブレーカー内には、注文が 70 枚しかなく、全量約定できないため、全量キャンセルされる。

II. 売買注文の有効期限

約定条件「FaS」を指定した場合の有効期限は以下の通りです。

① 1セッション限り (当該セッション限り)

- 日中立会に発注した場合は、その日中立会終了まで有効
- 夜間立会に発注した場合は、その夜間立会終了まで有効

② 日付指定 (本営業日から暦日で254日後の日中立会終了まで有効)

受託契約準則の変更新旧対照表

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文
<p>第2章 取引の受託</p> <p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品</u>又は上場商品指数の種類</p> <p>(3)~(9) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 委託者に対する通知等</p> <p>(取引成立の通知)</p> <p>第19条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が成立したときは、法第220条第1項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品</u>若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</p> <p>(3)~(16) (現行どおり)</p> <p>2~4 (現行どおり)</p>	<p>第2章 取引の受託</p> <p>(委託の際の指示)</p> <p>第6条 委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>又は上場商品指数の種類</p> <p>(3)~(9) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 委託者に対する通知等</p> <p>(取引成立の通知)</p> <p>第19条 受託取引参加者は、委託を受けた取引が成立したときは、法第220条第1項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</p> <p>(3)~(16) (省 略)</p> <p>2~4 (省 略)</p>

新条文	旧条文
<p>(受渡しによる決済の通知)</p> <p>第21条 受託取引参加者は、第16条の規定により、委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品</u>の種類及びその銘柄</p> <p>(3)~(14) (現行どおり)</p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p>(委託者に対する定期的な残高の照合等)</p> <p>第22条 受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日の属する報告対象期間(1年を3月以下の期間ごとに区分した期間(直近に通知した日から1年間委託を受けた取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときには、1年又は1年を1年未満の期間ごとに区分した期間)をいう。)の末日ごとに1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 決済が終了していない取引の内訳等</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ <u>上場商品構成品</u>若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</p> <p>ハ~チ (現行どおり)</p> <p>(4)~(6) (現行どおり)</p> <p>2~5 (現行どおり)</p>	<p>(受渡しによる決済の通知)</p> <p>第21条 受託取引参加者は、第16条の規定により、委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>の種類及びその銘柄</p> <p>(3)~(14) (省 略)</p> <p>2、3 (省 略)</p> <p>(委託者に対する定期的な残高の照合等)</p> <p>第22条 受託取引参加者は、委託者に対し、書面により、委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日の属する報告対象期間(1年を3月以下の期間ごとに区分した期間(直近に通知した日から1年間委託を受けた取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときには、1年又は1年を1年未満の期間ごとに区分した期間)をいう。)の末日ごとに1回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>(3) 決済が終了していない取引の内訳等</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ <u>上場商品構成物品</u>若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄</p> <p>ハ~チ (省 略)</p> <p>(4)~(6) (省 略)</p> <p>2~5 (省 略)</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">第6章 取引の制限等</p> <p>(未決済建玉の移管又は引継ぎ)</p> <p>第27条 受託取引参加者は、次の各号に該当する場合であつて、本所の業務規程に基づき、当該受託取引参加者（以下この条において「移管元受託取引参加者」という。）の委託に係る建玉を他の受託取引参加者（以下この条において「移管先受託取引参加者」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1)、(2) （現行どおり）</p> <p>2～6 （現行どおり）</p> <p>7 前各項の規定は、<u>業務規程第87条第4号に定める遠隔地仲介取引参加者の海外顧客（業務規程第30条第2項第2号に定める「海外顧客」をいう。以下同じ。）</u>に係る建玉を移管先受託取引参加者へ移管する場合及び移管元受託取引参加者の非居住者である委託者の委託に係る建玉を他の遠隔地仲介取引参加者へ海外顧客に係る建玉として移管する場合に適用する。この場合において必要な手続は、その都度、本所が指示する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>(取引参加者である委託者に対する特例)</p> <p>第34条 受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、準則の交付を要しない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>業務規程第143条に定める準取引参加者である委託者</u>について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 取引の制限等</p> <p>(未決済建玉の移管又は引継ぎ)</p> <p>第27条 受託取引参加者は、次の各号に該当する場合であつて、本所の業務規程に基づき、当該受託取引参加者（以下この条において「移管元受託取引参加者」という。）の委託に係る建玉を他の受託取引参加者（以下この条において「移管先受託取引参加者」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。</p> <p>(1)、(2) （省 略）</p> <p>2～6 （省 略）</p> <p>7 前各項の規定は、<u>遠隔地仲介取引参加者（業務規程第87条第4号に定める「遠隔地仲介取引参加者」をいう。以下同じ。）</u>の海外顧客（業務規程第30条第2項第2号に定める「海外顧客」をいう。以下同じ。）に係る建玉を移管先受託取引参加者へ移管する場合及び移管元受託取引参加者の非居住者である委託者の委託に係る建玉を他の遠隔地仲介取引参加者へ海外顧客に係る建玉として移管する場合に適用する。この場合において必要な手続は、その都度、本所が指示する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>(取引参加者である委託者に対する特例)</p> <p>第34条 受託取引参加者は、取引参加者である委託者に対しては、準則の交付を要しない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>準取引参加者である委託者</u>について準用する。</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">第8章 ギブアップの特例</p> <p>(ギブアップ)</p> <p>第40条 ギブアップとは、取引注文を執行する受託取引参加者（以下この章において「付替元受託取引参加者」という。）に委託をして売買約定が成立した後又は<u>取引参加者</u>（受託取引参加者、業務規程第87条第1号に定める市場取引参加者及び同条第3号に定める遠隔地市場取引参加者をいう。以下この章において「付替元<u>取引参加者</u>」という。）の自己の計算による売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者（以下この章において「付替先受託取引参加者」という。）又は他の<u>取引参加者</u>（以下この章において「付替先<u>取引参加者</u>」という。）に付替えることをいう。</p> <p>(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)</p> <p>第40条の3 前条の規定にかかわらず、付替元<u>取引参加者</u>が自己の計算により成立した売買約定を当該付替元<u>取引参加者</u>が委託している付替先受託取引参加者にギブアップしようとする場合又は付替先<u>取引参加者</u>が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定を当該付替先<u>取引参加者</u>の自己の計算による売買約定としてギブアップしようとする場合には、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者又は付替先<u>取引参加者</u>のテイクアップ申出があることを条件にこれを行うことができるものとする。</p> <p>2 付替元<u>取引参加者</u>は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、付替先受託取引参加者に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。</p> <p>3 付替元<u>取引参加者</u>の自己の計算により成立した売買約定が、本所が付替</p>	<p style="text-align: center;">第8章 ギブアップの特例</p> <p>(ギブアップ)</p> <p>第40条 ギブアップとは、取引注文を執行する受託取引参加者（以下この章において「付替元受託取引参加者」という。）に委託をして売買約定が成立した後又は<u>市場取引参加者等</u>（受託取引参加者、業務規程第87条第1号に定める市場取引参加者及び同条第3号に定める遠隔地市場取引参加者をいう。以下この章において「付替元<u>市場取引参加者等</u>」という。）の自己の計算による売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者（以下この章において「付替先受託取引参加者」という。）又は他の<u>市場取引参加者等</u>（以下この章において「付替先<u>市場取引参加者等</u>」という。）に付替えることをいう。</p> <p>(市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップの要件等)</p> <p>第40条の3 前条の規定にかかわらず、付替元<u>市場取引参加者等</u>が自己の計算により成立した売買約定を当該付替元<u>市場取引参加者等</u>が委託している付替先受託取引参加者にギブアップしようとする場合又は付替先<u>市場取引参加者等</u>が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定を当該付替先<u>市場取引参加者等</u>の自己の計算による売買約定としてギブアップしようとする場合には、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者又は付替先<u>市場取引参加者等</u>のテイクアップ申出があることを条件にこれを行うことができるものとする。</p> <p>2 付替元<u>市場取引参加者等</u>は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、付替先受託取引参加者に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。</p> <p>3 付替元<u>市場取引参加者等</u>の自己の計算により成立した売買約定が、本所</p>

新条文	旧条文
<p>先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元取引参加者と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元取引参加者が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。</p>	<p>が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元市場取引参加者等と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元市場取引参加者等が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。</p>
<p>4 付替先取引参加者が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、本所が付替先取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先取引参加者と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。</p>	<p>4 付替先市場取引参加者等が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、本所が付替先市場取引参加者等からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先市場取引参加者等と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。</p>
<p>5 前各項の規定は、取次者等（取次者及び外国商品先物取引業者をいう。以下同じ。）と当該取次者等に委託の取次ぎの委託又は依頼を行った取引参加者との間において準用する。</p>	<p>5 前各項の規定は、取次者等（取次者及び外国商品先物取引業者をいう。以下同じ。）と当該取次者等に委託の取次ぎの委託又は依頼を行った市場取引参加者等との間において準用する。</p>
<p>（ギブアップに係る契約の締結）</p>	<p>（ギブアップに係る契約の締結）</p>
<p>第 40 条の 4 付替元受託取引参加者若しくは付替先受託取引参加者の委託者又は付替元取次者（付替元受託取引参加者の取次者をいう。以下同じ。）若しくは付替先取次者（付替先受託取引参加者の取次者をいう。以下同じ。）の取次委託者がギブアップに係る取引の委託又は取引の委託の取次ぎの委託をしようとする場合には、次の各号に掲げる者は、ギブアップに係る三者間契約を締結するものとする。</p>	<p>第 40 条の 4 付替元受託取引参加者若しくは付替先受託取引参加者の委託者又は付替元取次者（付替元受託取引参加者の取次者をいう。以下同じ。）若しくは付替先取次者（付替先受託取引参加者の取次者をいう。以下同じ。）の取次委託者がギブアップに係る取引の委託又は取引の委託の取次ぎの委託をしようとする場合には、次の各号に掲げる者は、ギブアップに係る三者間契約を締結するものとする。</p>
<p>(1)～(12) （現行どおり）</p>	<p>(1)～(12) （省 略）</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、委託者又は取次委託者等（取次委託者及び外国商品先物取引業者に取引の委託の取次ぎの依頼を行う者をいう。）である取引参加者が自己の計算によるギブアップに係る取引の委託、取引の委託の取次ぎの委託、若しくは取引の委託の取次ぎの依頼、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼をしようとする場合には、次の各号に掲げ</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、委託者又は取次委託者等（取次委託者及び外国商品先物取引業者に取引の委託の取次ぎの依頼を行う者をいう。）である市場取引参加者等が自己の計算によるギブアップに係る取引の委託、取引の委託の取次ぎの委託、若しくは取引の委託の取次ぎの依頼、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの依頼をしようとする場合には、次の各号</p>

新条文	旧条文
<p>る者は、ギブアップに係る二者間契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 付替元受託取引参加者及び付替先取引参加者</p> <p>(2) 付替元取次者及び付替先取引参加者</p> <p>(3) 付替元外国商品先物取引業者及び付替先取引参加者</p> <p>(4) 付替先受託取引参加者及び付替元取引参加者</p> <p>(5) 付替先取次者及び付替元取引参加者</p> <p>(6) 付替先外国商品先物取引業者及び付替元取引参加者</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)</p> <p>第 40 条の 5 委託者が、第 40 条の 2 の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託取引参加者に対し、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。</p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p>4 前 3 項の規定は、第 40 条の 3 に基づく付替先取引参加者の自己の計算によるギブアップに係る取引の委託の取次ぎの委託及び依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「付替先取引参加者」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者又は取次者等」と読み替えるものとする。</p> <p>(ギブアップの取消し)</p> <p>第 40 条の 6 委託者（付替元受託取引参加者の委託者と付替先受託取引参加者の委託者が異なる場合を含む。この条に限る。）は、付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者が認めた場合であって、かつ、本所が認めた場合にあつては、業務規程に定めるギブアップの取消しを行うことが</p>	<p>に掲げる者は、ギブアップに係る二者間契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 付替元受託取引参加者及び付替先市場取引参加者等</p> <p>(2) 付替元取次者及び付替先市場取引参加者等</p> <p>(3) 付替元外国商品先物取引業者及び付替先市場取引参加者等</p> <p>(4) 付替先受託取引参加者及び付替元市場取引参加者等</p> <p>(5) 付替先取次者及び付替元市場取引参加者等</p> <p>(6) 付替先外国商品先物取引業者及び付替元市場取引参加者等</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)</p> <p>第 40 条の 5 委託者が、第 40 条の 2 の規定に基づくギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、その都度、付替元受託取引参加者に対し、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。</p> <p>(1)、(2) (省 略)</p> <p>2、3 (省 略)</p> <p>4 前 3 項の規定は、第 40 条の 3 に基づく付替先市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップに係る取引の委託の取次ぎの委託及び依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「付替先市場取引参加者等」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者又は取次者等」と読み替えるものとする。</p> <p>(ギブアップの取消し)</p> <p>第 40 条の 6 委託者（付替元受託取引参加者の委託者と付替先受託取引参加者の委託者が異なる場合を含む。この条に限る。）は、付替元受託取引参加者及び付替先受託取引参加者が認めた場合であって、かつ、本所が認めた場合にあつては、業務規程に定めるギブアップの取消しを行うことが</p>

新条文	旧条文
<p>できるものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前2項に規定するギブアップの取消しに係る事項は、第40条の3に規定する取引参加者の自己の計算によるギブアップについて準用する。</p>	<p>できるものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項に規定するギブアップの取消しに係る事項は、第40条の3に規定する市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップについて準用する。</p>
<p>第9章 商品市場の特例</p> <p>第2節 石油市場の特例</p>	<p>第9章 商品市場の特例</p> <p>第2節 石油市場の特例</p>
<p>(軽油の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第46条 軽油の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条の規定にかかわらず本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 軽油の取引を受渡しにより決済を行うことができる委託者は、本所が業務規程第60条に基づく軽油の受渡しに関する通知を行うことについて承諾する旨の書面を差し入れている者(取引参加者である委託者を除く。)であって、売方については第1号に掲げる者(業務規程に基づく申告受渡を行う場合に限り、第2号に掲げるものを含む。)、買方については次の各号の一に該当する者とする。ただし、取次委託者を除く。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>6 受託取引参加者は、委託者が受渡しによって決済を行う場合は、当該受渡しが完了するまでに、当該委託者の名称、事務所の所在地及び連絡先、受渡数量、受渡場所並びに受渡日について、当該受渡しに係る相手方である取引参加者に通知しなければならない。</p> <p>7～10 (現行どおり)</p>	<p>(軽油の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第46条 軽油の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条の規定にかかわらず本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 軽油の取引を受渡しにより決済を行うことができる委託者は、本所が業務規程第60条に基づく軽油の受渡しに関する通知を行うことについて承諾する旨の書面を差し入れている者(本所の取引参加者である委託者を除く。)であって、売方については第1号に掲げる者(業務規程に基づく申告受渡を行う場合に限り、第2号に掲げるものを含む。)、買方については次の各号の一に該当する者とする。ただし、取次委託者を除く。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>6 受託取引参加者は、委託者が受渡しによって決済を行う場合は、当該受渡しが完了するまでに、当該委託者の名称、事務所の所在地及び連絡先、受渡数量、受渡場所並びに受渡日について、当該受渡しに係る相手方である市場取引参加者又は受託取引参加者に通知しなければならない。</p> <p>7～10 (省 略)</p>

新条文	旧条文
<p>(受渡しによる決済通知)</p> <p>第 47 条 受託取引参加者は、委託を受けた取引を受渡しにより決済（受渡しの一部が終了した場合を含む。）したときは、第 21 条の規定にかかわらず本条の規定により、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品</u>の種類及び銘柄</p> <p>(3)～(14) (現行どおり)</p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 農産物・砂糖市場の特例</p> <p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第 49 条の 2 とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条及び第 21 条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～6 (現行どおり)</p> <p>7 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品</u>の銘柄（粗糖にあつては産糖国名及び産糖年度）</p> <p>(3)～(15) (現行どおり)</p> <p>8～10 (現行どおり)</p>	<p>(受渡しによる決済通知)</p> <p>第 47 条 受託取引参加者は、委託を受けた取引を受渡しにより決済（受渡しの一部が終了した場合を含む。）したときは、第 21 条の規定にかかわらず本条の規定により、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>の種類及び銘柄</p> <p>(3)～(14) (省 略)</p> <p>2、3 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 農産物・砂糖市場の特例</p> <p>(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第 49 条の 2 とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条及び第 21 条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品</u>の銘柄（粗糖にあつては産糖国名及び産糖年度）</p> <p>(3)～(15) (省 略)</p> <p>8～10 (省 略)</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">第 9 章の 2 限日現金決済先物取引の特例</p> <p>(限日現金決済先物取引の委託の際の指示)</p> <p>第 49 条の 4 第 6 条の規定にかかわらず、委託者は、限日現金決済先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>上場商品構成品の種類</u></p> <p>(3)~(8) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 オプション取引の特例</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 オプション取引の受託</p> <p>(定義)</p> <p>第 51 条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 「オプション銘柄」とは、現物先物取引の<u>上場商品構成品の種類</u>、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行使価格により区分されるものをいう。</p> <p>(10)~(14) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 売買約定の取消しの特例</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章の 2 限日現金決済先物取引の特例</p> <p>(限日現金決済先物取引の委託の際の指示)</p> <p>第 49 条の 4 第 6 条の規定にかかわらず、委託者は、限日現金決済先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上場商品構成物品の種類</u></p> <p>(3)~(8) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 オプション取引の特例</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 オプション取引の受託</p> <p>(定義)</p> <p>第 51 条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(8) (省 略)</p> <p>(9) 「オプション銘柄」とは、現物先物取引の<u>上場商品構成物品の種類</u>、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行使価格により区分されるものをいう。</p> <p>(10)~(14) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 売買約定の取消しの特例</p>

新条文	旧条文
<p>(売買約定の取消しの効果等)</p> <p>第 76 条 本所が業務規程第 80 条及び第 80 条の 2 に基づき売買約定を取消したときは、当該取消された売買約定に係る委託者と受託取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。</p> <p>2 委託者は、本所が業務規程第 80 条及び第 80 条の 2 に基づき売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した<u>取引参加者</u>及び取引を委託した受託取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、<u>取引参加者</u>に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 15 章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例</p> <p>(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)</p> <p>第 77 条 本所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等(上場商品若しくは上場商品指数又は<u>上場商品構成商品</u>若しくは<u>上場商品指数対象品</u>をいう。以下この章において同じ。)の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合(既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。)であって、停止商品取引所(停止商品市場(立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この</p>	<p>(売買約定の取消しの効果等)</p> <p>第 76 条 本所が業務規程第 80 条及び第 80 条の 2 に基づき売買約定を取消したときは、当該取消された売買約定に係る委託者と受託取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。</p> <p>2 委託者は、本所が業務規程第 80 条及び第 80 条の 2 に基づき売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した<u>市場取引参加者等</u>及び取引を委託した受託取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、<u>市場取引参加者等</u>に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>第 15 章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例</p> <p>(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)</p> <p>第 77 条 本所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等(上場商品若しくは上場商品指数又は<u>上場商品構成物品</u>若しくは<u>上場商品指数対象物品</u>をいう。以下この章において同じ。)の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合(既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。)であって、停止商品取引所(停止商品市場(立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この</p>

新条文	旧条文
<p>いて同じ。)に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。)、開設商品取引所(開設商品市場(停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合(既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。))の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。))に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。))及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、業務規程及びこの章の規定の定めるところによる。</p>	<p>章において同じ。)に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。)、開設商品取引所(開設商品市場(停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合(既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。))の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。))に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。))及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、業務規程及びこの章の規定の定めるところによる。</p>

附 則

第6条(委託の際の指示)、第19条(取引成立の通知)、第21条(受渡しによる決済の通知)、第22条(委託者に対する定期的な残高の照合等)、第27条(未決済建玉の移管又は引継ぎ)、第34条(取引参加者である委託者に対する特例)、第40条(ギブアップ)、第40条の3(取引参加者の自己の計算によるギブアップの要件等)、第40条の4(ギブアップに係る契約の締結)、第40条の5(ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項)、第40条の6(ギブアップの取消し)、第46条(軽油の受渡しによる決済の特例)、第47条(受渡しによる決済通知)、第49条の2(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)、第49条の4(限日現金決済先物取引の委託の際の指示)、第51条(定義)、第76条(売買約定の取消しの効果等)及び第77条(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)の変更規定は、平成28年10月31日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成28年10月31日)のいずれか遅い日に施行する。